

2013年10月15日

四国電力株式会社 御中

未来を考える脱原発四電株主会

### 議決権行使書の様式変更についての質問書

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今年度から、議決権行使書の様式が変更された件については、担当者さまからお話を伺っていますが、なお、不明な点がございいますので、あらためて文書で質問をいたします。

1. 議決権行使書に昨年まで記載されていた株主の住所が削除されたことについて、  
①いつ、②どなたが、③どういう理由で、④なぜ今年度から、様式を変更されたのか、ご教示下さい。
2. 株主名簿閲覧について、1の変更により、株主の住所は、名簿管理人の三井住友信託銀行大阪本店でしか閲覧できず、私たちは大阪まで行きました。言うまでもありませんが、会社法では、四国電力本店に株主名簿を備え置くことを制限していません。四国電力本店に名簿を備え置けない理由をご教示下さい。
3. 四国に本店があり、四国で事業を行い、株主の頭数では、四国在住者が多数の、その四国で株主名簿の閲覧が出来ないのでは、仮に法的には問題がないとしても、それで株主の権利が十分守られていると言えるのでしょうか、ご教示下さい。
4. 「よんでんグループ行動憲章」に、「株主・投資家の皆さまに対し、積極的かつ正確な情報開示を行います」と記されています。「地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄えるとの基本精神」のこの憲章に鑑み、今回の議決権行使書の様式変更が適正である、と言えるのでしょうか、ご教示下さい。
5. 私たちは、株主として、来年度の議決権行使書への株主の住所記載、もしくは、株主名簿の四国電力本店での閲覧・謄写を要請いたします。

この文書、及び回答はすべて、私たちのホームページ上で公開したいと思っております。その旨ご留意の上、ご回答いただきたく、お願い申し上げます。以上5つの質問につき、2013年10月25日までに、下記宛てに文書で回答をお願いします。

敬具

771-0117

徳島市川内町鶴島120-1 本田方  
未来を考える脱原発四電株主会